

第 2 9 期 中 間 決 算 公 告

〔 自 2021 年 4 月 1 日
至 2021 年 9 月 30 日 〕

中 間 貸 借 対 照 表
中 間 損 益 計 算 書

2021 年 12 月 24 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

GMO あおぞらネット銀行株式会社

代表取締役社長 山根 武

第 2 9 期中（ 2021年9月30日現在 ） 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	78,644	預金	217,688
金銭の信託	601	その他負債	5,910
有価証券	50,423	未払法人税等	52
貸出金	88,082	資産除去債務	83
その他資産	11,232	その他の負債	5,774
その他の資産	11,232	賞与引当金	118
有形固定資産	543	退職給付引当金	249
無形固定資産	7,686	オフバランス取引信用リスク引当金	0
貸倒引当金	△ 12	繰延税金負債	23
		負債の部合計	223,991
		(純資産の部)	
		資本金	17,290
		資本剰余金	2,116
		資本準備金	2,116
		利益剰余金	△ 6,183
		その他利益剰余金	△ 6,183
		繰越利益剰余金	△ 6,183
		株主資本合計	13,222
		その他有価証券評価差額金	△ 12
		評価・換算差額等合計	△ 12
		純資産の部合計	13,209
資産の部合計	237,201	負債及び純資産の部合計	237,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第29期中

〔 2021年4月1日から
2021年9月30日まで 〕

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,895
資 金 運 用 収 益	1
(うち貸出金利息)	(26)
(うち有価証券利息配当金)	(△ 2)
役 務 取 引 等 収 益	1,824
そ の 他 業 務 収 益	64
そ の 他 経 常 収 益	4
経 常 費 用	3,587
資 金 調 達 費 用	23
(うち預金利息)	(23)
役 務 取 引 等 費 用	543
営 業 経 費	2,945
そ の 他 経 常 費 用	75
経 常 損 失	1,692
税 引 前 中 間 純 損 失	1,692
法人税、住民税および事業税	1
法 人 税 等 調 整 額	△ 0
法 人 税 等 合 計	1
中 間 純 損 失	1,694

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～22年
その他の有形固定資産	3年～15年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。
上記以外の債権については、業況が良好で財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に係る債権及び業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）に係る債権に分類し、正常先に係る債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先に係る債権については今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、格付機関等による外部データのデフォルト率等に基づき損失率を求め、これに将来見込みを勘案して加減算する等必要な調整を加えて算定することとしておりますが、当中間期において調整は加えておりません。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、受入出向者以外の従業員への賞与の支払いに備えるため、受入出向者以外の従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、受入出向者以外の従業員の退職給付に備えるため、受入出向者以外の従業員の当中間期末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。
 - (4) オフバランス取引信用リスク引当金
オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上することとしております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引の収益については、関連する費用と相殺して計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はなないため、当中間会計期間の期首の利益剰余金への加減算はしていません。

この結果、当中間会計期間の経常収益及び経常費用が 791 百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済・企業活動への影響が 2022 年度中まで長期化するものと仮定し、固定資産の減損会計における会計上の見積りを行っております。

経済・企業活動への影響期間の仮定について、前事業年度末からの変更はありません。

なお、当該仮定は不確実性が高く、その状況によっては将来の見積もりが変動する可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額は該当ありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
貸出金 57,122百万円
担保資産に対応する債務
借入金 - 百万円
為替決済、先物取引等の担保として、有価証券5,002百万円、その他の資産に含まれる内国為替制度担保差入金8,462百万円、金融商品差入担保金60百万円及び外為証拠金取引預託金等4百万円を差し入れております。また、その他の資産にはデビット取引担保金489百万円及び敷金等137百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は46百万円であり、全額が原契約期間1年以内のものであります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 573百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
7. 単体自己資本比率（国内基準） 35.90%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11百万円、オフバランス取引信用リスク引当金繰入額0百万円および第三者割当増資による新株の発行にかかる費用12百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注1)参照)。また、現金預け金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	601	601	-
(2) 有価証券 その他有価証券	50,418	50,418	-
(3) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	88,082 △12	88,168	
	88,069	88,168	98
資産計	139,088	139,187	98
(1) 預金	217,688	217,688	△0
負債計	217,688	217,688	△0
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	45	45	-
デリバティブ取引計	45	45	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	5
合 計	5

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	601	-	601
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	10,002	31,510	-	41,512
社債	-	8,905	-	8,905
デリバティブ取引				
通貨関連	-	45	-	45
資産計	10,002	41,062	-	51,064

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	88,168	88,168
資産計	-	-	88,168	88,168
預金	-	217,688	-	217,688
負債計	-	217,688	-	217,688

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

信託財産は主として現金預け金で構成されており、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。なお、金銭の信託は全て運用目的であり、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに将来キャッシュ・フローの現在価値技法を用いて時価を算出しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、当初約定期間が短期間(1年程度以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。為替予約取引等がこれに含まれます。

負 債

預金

要求払預金については、中間決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた割引現

在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	3,337	3,337	0
	社債	-	-	-
	小計	3,337	3,337	0
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	債券			
	国債	10,002	10,003	△1
	地方債	28,173	28,180	△6
	社債	8,905	8,910	△4
	小計	47,080	47,093	△12
合 計		50,418	50,430	△12

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間期における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先、正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注1)	4,859	百万円
退職給付引当金	76	
繰延消費税	46	
未払賞与	39	
その他の負債	34	
資産除去債務	25	
未払事業税	16	
その他	14	
繰延税金資産小計	5,112	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	△ 4,859	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 252	
評価性引当額小計	△ 5,112	
繰延税金資産合計	-	
繰延税金負債		
資産除去債務費用	△ 23	
その他有価証券評価差額金	△ 0	
繰延税金負債合計	△ 23	
繰延税金負債の純額	△ 23	百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金 (*1)	-	3	0	87	324	4,443	4,859
評価性引当額	-	3	0	87	324	4,443	4,859
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
経常収益	1,895
うち役務取引等収益	1,824
為替業務	819
その他受入手数料	1,005

(注) 役務取引等収益における為替業務関連収益は、主に法人顧客との取引から発生しております。なお、上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 24,566円22銭

1株当たりの中間純損失金額 3,267円97銭

なお、当社が発行しているA種種類株式及びB種種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産額ならびに中間純損失金額の算定に際して、それらの発行済株式数を普通株式のそれに含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2021年11月25日開催の臨時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件を決議し、2021年11月26日付でその効力が発生しております。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、前事業年度末において、繰越利益剰余金の欠損額4,489,384,185円を計上しております。つきましては、当該繰越欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるものです。

減少する資本準備金の額 2,116,172,745円のうち全額(減少後の額:0円)

増加するその他資本剰余金の額 2,116,172,745円

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の欠損額は2,373,211,440円となります。

減少するその他資本剰余金の額 2,116,172,745円

増加する繰越利益剰余金の額 2,116,172,745円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

①取締役会決議日 2021年10月21日

②債権者異議申述公告日 2021年10月22日

③債権者異議申述最終期日 2021年11月22日

④株主総会決議日 2021年11月25日

⑤効力発生日 2021年11月26日